

令和2年4月24日

保護者様

栃木市教育委員会教育長 青木千津子
栃木市立赤津小学校長 関根 光弘

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間の延長について（お願い）

日頃より子どもたちの健康・安全についてご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大の事態を受けて、令和2年4月18日に栃木市非常事態宣言を発出したところです。

つきましては、今後の対応について下記のとおりといたしますので、下記内容を理解いただき、お子様への御指導も含めてご対応をお願い申し上げます。

記

- 1 延長休業期間 令和2年4月27日（月）～令和2年5月17日（日）
- 2 休業中の過ごし方等
 - （1）不要な外出はしない。
 - （2）毎日体温測定を行うとともに、うがい、手洗いをこまめに行い、やむを得ず外出する際は、必ずマスクを着用する。
 - （3）塾や習い事については保護者の判断とする。
 - （4）学校から出された課題に取り組むとともに、文部科学省やその他の機関から出されているウェブ上の学習を行う。また、新年度配付された教科書のQRコード等をタブレット等で確認し、学校再開後の学習に備える。
 - （5）臨時休業期間中の保護者・児童への連絡方法はメール配信で行う。
 - （6）万一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校に連絡をする。
- 3 休業期間後の対応等について
令和2年5月18日、19日は午前中のみの登校とし、給食をとらず下校とする。
- 4 学習内容の補填について
学校再開後、夏季休業期間を短縮して授業を行うこと等も視野に入れた対応を図る。
- 5 運動施設の開放について
今回の休業期間では、学校の体育施設の開放は行わない。なお、運動不足を補うために、自宅で行える運動等について、文科省やその他の機関から出されているウェブ上の事例等を参考に行うこと。